



株式会社ソシオ

求人・求職者の皆さま

取扱職種の範囲等の明示について

株式会社ソシオは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号 27-ユ-301292）です。
職業安定法第 32 条 13、職業安定法施行規則第 24 条 5 に則り、以下の項目を明示致します。

取扱い職種・地域の範囲

取扱い業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務及び建設業務除く）とし、日本国内に限りサービスを提供します。

個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱責任者は、職業紹介責任者の眞 真紀子です。

取扱者は、個人情報に関して当該情報の本人から本人の個人情報の開示の請求があった場合は、本人が有する資格や職業経験等、客観的事実の基づく情報を速やかに開示します。また、本人からの訂正の請求がありその請求が客観的事実に合致するときは、速やかに訂正致します。

苦情処理について

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の眞 真紀子です。

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者が、職業安定機関及び、他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

手数料について

【求職者から徴収する手数料】

芸能家・家政婦（夫）・配ぜん人・調理師・モデル・マネキンの求職の申し込みを受理した場合
求職の受付 1 件につき 670 円を受理した日以降に受付手数料として申し受けします。

ただし同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1 か月間に 3 件を超える場合は、1 か月につき 3 件分に相当する額を上限とします。

求人者からの手数料は、下記の範囲内において求人者または関係雇用主と合意した金額とし、契約書、覚書等に定めるものとします。（新たに求職の申込みを受理した月における求職受付手数料については、月上旬に受理した場合は 3 件まで、中旬に受理した場合は 2 件まで、下旬の場合は 1 件のみ申し受けとします。）

【求人者から徴収する手数料】

求人者からの手数料は、下記の範囲内において求人者または関係雇用主と合意した金額とし、契約書
覚書等に定めるものとします。

職業紹介事業における弊社届出手数料

サービスの種類及び内容	手数料の上限額
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・ 求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職 の照合、その他紹介のサービスに付随するサービ ス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想 定年収の 45% (手数料負担は求人者とします)

返還金に関する事項について

返還金制度なし

その他、不明点がございましたらお問い合わせください。